

農地転用（農地法第4条第1項第7号・農地法第5条第1項第6号）届出添付書類一覧

（令和8年3月作成）

図 書	説 明	チェック
届出書 【原本2部】	A3サイズ 自署の場合は、押印不要。	
位置図 【1部】	申請地を朱書きで記入する。 （都市計画図、住宅地図、インターネットで取得できる地図等） ※ 都市計画図は、都市計画課（南館2階）で購入可。	
公図 【1部】	3ヶ月以内に交付を受けたもの 申請地を朱書きで囲み、隣接地の現況地目を記入する。 ※ 公図は、法務局又は市税務課（北館2階）で購入可。	
届出地の登記事項証明書 【原本1部】	全部事項証明書（法務局で3ヶ月以内に交付を受けたもの） ※自身でインターネットより出力したものについては、不可。	
住民票の写し 【原本1部】	（全部事項証明書の所有者の住所が現住所と異なる場合） 3ヶ月以内に交付を受けたもの ※ 「住民票の写し」は複写ではありません。	
農地法第18条第6項の届出 【1部】	（届出地が貸借の契約がされている場合） 解約したことを証明するもの	
仮換地証明書、仮換地図 【各1部】	（土地区画整理事業、土地改良事業等による仮換地中の土地を届出する場合）関係事務所などで交付を受けてください。	
土地改良区の決済賦課金を支払ったことがわかるもの 【複写（コピー）1部】	（宮田用水決済賦課金、福田悪水決済賦課金が発生する場合） 決済賦課金の領収書の写しなど	
遺産分割協議書の写し（印鑑証明書を含む） 【1部】	（相続登記が済んでいない場合）	
委任状 【原本1部】	（委任を受けて届出をする場合（使用者を差向ける場合は不要））	
顛末書、経緯書、始末書 【原本1部】	（現況が宅地・雑種地など農地以外の場合） 届出の前に、転用を行った経緯などを明記した書類 再転用の場合（確認できるものに限る）は不要。	

【注意事項】

- ・ 開庁日に随時受け付けします。受理通知書交付は受付日から5開庁日後です。
- ・ 上記で不要とされた書類であっても、審議の過程で必要に応じて提出が必要な場合があります。